

府政防第1546号  
消防災第160号  
平成29年12月8日

各都道府県消防防災主管部長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付  
参事官（調査・企画担当）

消防庁国民保護・防災部防災課長

平成29年7月九州北部豪雨災害を踏まえた避難に関する今後の取組について

平素より防災行政の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

政府では、平成29年7月九州北部豪雨による災害を踏まえ、住民の避難行動や市町村の防災体制等に関し、今後対応すべき事項を明らかにすることを目的に、「平成29年7月九州北部豪雨災害を踏まえた避難に関する検討会」を開催し（平成29年10月30日）、検討結果等を取りまとめました（別添1及び別添2）。

貴職におかれましては、当該検討結果等と併せて、「避難勧告等に関するガイドライン」（平成29年1月内閣府（防災担当））に関連する下記事項を推進するよう、貴都道府県関係部局及び管内市町村へ周知していただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

- 別添1 「現地調査・ヒアリング結果」  
（平成29年7月九州北部豪雨災害を踏まえた避難に関する検討会資料3）
- 別添2 「平成29年7月九州北部豪雨災害を踏まえた避難に関する今後の取組について」  
（平成29年7月九州北部豪雨災害を踏まえた避難に関する検討会）

## 記

### 1 地域の防災力を高めるための取組の推進について（別添2 2頁参照）

平成29年7月九州北部豪雨災害（以下「今回の災害」という。）においては、行政からの情報を待たない自主的な避難や近隣住民等からの避難を促す声かけ等による避難により、被害の軽減が図られたと考えられる一方で、避難を促す声かけがなされたものの、自宅にとどまり被災された方も見られた。こうした方々については、平成24年7月九州北部豪雨災害による被災経験が避難行動の要否の判断基準となり避難行動をとらなかったおそれや、避難場所や避難経路の要因により避難行動をとることができなかつたおそれが考えられる。（別添1 3・10頁参照）

災害から住民の命と生活を守るためには、自分たちの命は自分たちで守るという「自主防災」（自助）、あるいはコミュニティに根差して取り組むという「地区防災」（共助）が不可欠であるところであり、地域の防災力を高めるための以下の取組を推進すること。

#### （1）指定緊急避難場所の指定等による避難場所の確保及び住民への周知

今回の災害では、避難場所が居住地近隣になかつた、避難を開始しようとした避難経路が危険だった等の理由により、避難行動をとることができなかつたおそれが考えられる。（別添1 3頁参照）

このため、「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」（平成29年3月内閣府（防災担当））等を踏まえ、避難経路の安全性や住民が安全に避難できる時間等も考慮した上で、住民の居住地近隣に災害の種別ごとに指定緊急避難場所を確保するとともに、指定緊急避難場所を確保することが困難である場合には、指定緊急避難場所以外の比較的安全な避難場所を確保することや自主防災組織等が地域内で比較的安全な施設等を近隣の安全な場所として自主的に設定することに対して助言すること等により、住民の居住地近隣に避難場所を確保することについても検討されたい。

その際には、立退き避難が必要な場合には早めに避難行動を開始することにより可能な限り指定緊急避難場所への立退き避難を心がけることが原則であることや、指定緊急避難場所以外の避難場所は比較的安全とはいえ一定のリスクを抱えている場合もあること等も含めて助言すること。

なお、福岡県朝倉市では、行政と住民の協力による市内全地区での「自主防災マップ」の作成・全戸配布を通じ、住民による地域の危険箇所等の確認や避難場所の周知ができていたことにより、このような避難場所への避難行動もとられていた。（別添1 11頁参照）

以上を踏まえ、避難場所及び避難経路について、防災マップ等の作成過程や配布等を通じて住民への周知を図るとともに、行政からの情報を入手できない場合に備え、防災マップやハザードマップの活用等により、避難場所・避難経路等の状況を踏まえて住民自身の判断で早期に避難する重要性・必要性についての住民の理解を平時から深めるよう努めること。

その際、指定緊急避難場所の施設が、発災後に一定期間避難生活を行う施設である指定避難所として開設されることもあることから、「避難所における良好な生活環境の確保に関する取組指針」（平成28年4月内閣府（防災担当））や「平成28年度避難所における被災者支援に関する事例等報告書」

（平成29年4月内閣府（防災担当））等も参考にしながら、避難者の生活環境の改善のための施設の整備を進めるとともに、当該施設又はその近傍の地域完結型の備蓄施設において、食料、飲料水、毛布等の避難生活に必要な物資等の備蓄に努めていることや、当該施設の状況等について、住民に対するわかりやすい広報に努めること。

なお、ハザードマップ未作成の団体においては、「水害ハザードマップ作成の手引き」（平成28年4月国土交通省）や「土砂災害防止対策基本指針」（平成29年8月10日国土交通省告示第752号）等を参考に、関係機関と連携の上、速やかにハザードマップを作成すること。

## （2） 避難行動要支援者の避難支援等

福岡県東峰村では、各地区で、平常時に自治体から提供された避難行動要支援者名簿の情報を基に、避難行動要支援者とその方をサポートする方それぞれの名前や連絡先等を記載した避難行動要支援者支援計画が作成されており、今回の災害では、当該支援計画による避難支援等が行われた。（別添112頁参照）

災害時に円滑かつ迅速に避難行動要支援者の避難支援等を行うため、こうした取組や「「避難行動要支援者名簿」の早急な作成等について」（平成29年11月2日付け府政防第1366号・消防災第186号）等を参考に、名簿未作成の団体においては、早急に避難行動要支援者名簿を作成するとともに、名簿作成済みの団体においては、平常時から民生委員、消防機関、自主防災組織等の避難支援等関係者への名簿情報の共有等に係る取組を進めること。

その際、避難行動要支援者をサポートする避難支援等関係者の状況は、平日日中・平日夜間・土日祝日の場合で大きく異なることに留意すること。

### (3) 出水期前における住民参加型の避難訓練の実施

福岡県東峰村では、平成27年度から年1回（平成28年度からは毎年6月）、村民を対象とした避難訓練が実施されており、村民の約半数が参加していたが、今回の災害の直前にこの避難訓練が実施されていたことにより、住民の円滑かつ迅速な避難に繋がった。（別添1 12頁参照）

災害に対する住民の意識を高め、災害時に住民自身の判断で適切に避難行動をとることができるようにするためには、専門家等の知見も活用し、多数の住民の参加による地域の実情にあわせた避難訓練の実施に取り組むことが重要であり、特に水害や土砂災害の危険性のある地域においては、災害発生のおそれが高まる出水期前の実施に努めること。

### (4) 自助・共助の取組の促進

大分県日田市では、平成24年7月九州北部豪雨災害の教訓を踏まえ、地域の防災力の強化に向け、自主防災組織等の地域防災の要となる組織やリーダーの育成に取り組んでいたが、今回の災害では、こうした組織やリーダーにより、行政からの情報を待たずに地域の住民への避難の呼びかけがなされ、住民の避難行動に繋がった。（別添1 13頁参照）

こうした自助・共助の取組を促進するため、「自主防災組織の手引—コミュニティと安心・安全なまちづくり—」（平成29年3月消防庁）、「地区防災計画ガイドライン」（平成26年3月内閣府（防災担当））等を参考として、住民への防災知識の普及・啓発や自主防災マップの作成、ハザードマップの確認などによる地域の災害危険箇所の把握、防災訓練の定期的な実施、住民・行政・専門家等が一体となったワークショップ等による地区防災計画の作成等に取り組むこと。

今後、内閣府において、住民自身の判断により水害・土砂災害から身を守るための手引書を作成することとしているので、自助・共助の取組を促進するに当たって活用されたい。

### (5) 想定外の災害が起こりうることについての理解の促進

今回の災害では、上記のとおり、平成24年7月九州北部豪雨災害による被災経験が避難行動の要否の判断基準となり、避難行動をとらなかったことにより被災されたと思われる方も見受けられた。（別添1 3頁）

こうしたことから、全国各地で記録的な集中豪雨等の気象状況が散見される今日、全国どこでも近年経験した災害を超える想定外の災害が起こりうることについて、今回の災害事例や後述の「5. 山地部の中小河川における水害の危

険性について」等を参考に住民への普及・啓発を図ること。

## 2 情報の収集について（別添2 3頁参照）

### （1）水位計・監視カメラ等の設置

山地部の中小河川など、水害の危険性が高い中小河川では、集中豪雨等により急激に水位が上昇する傾向がある。今回の災害では、こうした中小河川について、水位計や監視カメラ等が設置されていなかったことにより、河川水位等の現地状況の把握が難しかったとの意見もあったが、大分県日田市では、過去の災害事例を踏まえて河川監視カメラを設置していたことにより、現地状況を確認し、避難勧告等の発令の際に参考とすることができていた。（別添1 4頁参照）

このため、中小河川における河川水位等の現地情報を把握するため、水位計や監視カメラ等の設置を検討するとともに、設置に際しては、データ伝送路を多重化するなど、耐災害性にも留意すること。

こうした河川水位等の現地情報を把握するための機器の整備は、緊急防災・減災事業債の対象事業となっていることから、積極的な活用を検討されたい。

また、現在、国土交通省において、洪水時に特化した低コストの水位計（危機管理型水位計）の開発・普及や、そうした水位計も活用した中小河川における水位予測手法の検討が進められているところであり、こうした動向も参考にされたい。

### （2）避難勧告等の発令の引き金となる情報の整理

今回の災害では、急激に悪化する気象条件の中で、次から次に舞い込む大量の情報を整理して重要な情報を見極めることや、それらの情報を俯瞰して確認することが難しかったとの意見もあった。（別添1 5頁参照）

こうしたことから、水害や土砂災害のおそれがある場合は、指定河川洪水予報や、水位計・監視カメラからの河川水位等の現地情報、土砂災害警戒情報に加え、雨量情報、流域雨量指数の予測値（洪水警報の危険度分布）、土砂災害警戒判定メッシュ情報等から避難勧告等の発令に資する情報を整理し、切迫する状況下においても、これらの情報の把握に努めること。

特に、急激に水位が上昇する傾向がある山地部の中小河川については、水位計等が設置されていない場合であっても、水位上昇の見込みを早期に把握するための情報の1つとして、河川毎の洪水発生危険度を地図上で判断できる洪水警報の危険度分布（平成29年7月4日から提供開始）の活用も有効と考えられることから、状況の把握に努めること。

また、都道府県境に位置する市町村では、災害対応に当たり、雨量レーダー等により近隣の都道府県の気象状況について把握しておくことも重要との意見もあったところであり、的確な災害対応に向け、近隣の都道府県の気象状況にも留意すること。

### (3) ホットラインによる直接的な助言の活用

今回の災害では、河川管理者や地方気象台からのホットラインによる直接的な助言が避難勧告等の発令の判断に活かされたとの意見があった。（別添1 4頁参照）

こうしたことから、災害発生のおそれを把握するに当たっては、現地情報や防災気象情報等に加え、河川管理者や地方気象台からのホットラインによる直接的な助言を得られるよう、これらの機関と平時から「顔の見える関係」を構築し、緊急時に市町村長や防災担当職員がホットラインによる連絡内容を確実に把握できるようにするとともに、必要に応じて、これらの機関へ助言を求められるようにしておくこと。

また、「中小河川におけるホットライン活用ガイドライン」（平成29年2月国土交通省）、「地域における気象防災業務のあり方検討会」報告書について（通知・依頼）」（平成29年8月22日付け消防災第124号・気企第124号）を参考に河川管理者や地方気象台との連携強化に努めること。

## 3 避難勧告等の発令・伝達について（別添2 4頁参照）

### (1) 洪水予報河川・水位周知河川以外の河川等に係る避難勧告等の発令基準の策定

今回の災害では、急激に悪化する気象条件の中、現地の状況や防災気象情報等を踏まえて避難勧告等が発令されていたが、洪水予報河川・水位周知河川以外の河川（以下「その他河川」）の一部について、避難勧告等の発令基準が未策定、又は、定量的な基準となっていなかった。（別添1 6頁参照）

災害時に躊躇なく避難勧告等が発令するためには、洪水予報河川や水位周知河川に比べて得られる情報が少ないその他河川等についても、山地部等にあり氾濫流により家屋流出をもたらすおそれがあるなど、命の危険を及ぼすと判断したものについては、避難勧告等の発令基準を策定すること。

その際、河川水位等の現地情報に加え、流域雨量指数の予測値（洪水警報の危険度分布）の活用等により、住民が安全に避難できる時間を考慮した基準となるよう留意すること。

なお、発令基準を策定するに当たっては、「避難勧告等に関するガイドライン」（平成29年1月内閣府（防災担当））を参考の上、過去の災害における降雨量や水位等のデータを保有している国や都道府県等に積極的に協力、助言を求めることを検討されたい。

※「避難勧告等に関するガイドライン」におけるその他河川の避難勧告等の発令基準の設定例

避難準備・高齢者等避難開始	避難勧告	避難指示（緊急）
<p>1：A川のB水位観測所の水位が〇〇m（水防団待機水位等）に到達し、次の①～③のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合</p> <p>①B地点上流の水位観測所の水位が上昇している場合</p> <p>②A川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合</p> <p>③B地点上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合（実況雨量や予測雨量において、累加雨量が〇〇mm以上、または時間雨量が〇〇mm以上となる場合）</p> <p>2：軽微な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>3：避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</p> <p>※1については、河川の状況に応じて①～③のうち、適切な方法の一つまたは複数選択すること</p> <p>※水位を観測していない場合、1の代わりとして、洪水警報の発表に加え、さらに上記の②または③を参考に目安とする基準を設定して発令することが考えられる。</p>	<p>1：A川のB水位観測所の水位が〇〇m（氾濫注意水位等）に到達し、次の①～③のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合</p> <p>①B地点上流の水位観測所の水位が上昇している場合</p> <p>②A川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合</p> <p>③B地点上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合（実況雨量や予測雨量において、累加雨量が〇〇mm以上、または時間雨量が〇〇mm以上となる場合）</p> <p>2：異常な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>3：避難勧告の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</p> <p>※1については、河川の状況に応じて①～③のうち、適切な方法の一つまたは複数選択すること</p> <p>※3については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断すること</p> <p>※水位を観測していない場合や基準となる水位の設定ができない場合には、1の水位基準に代わり、上記②または③を参考に目安とする基準を設定し、カメラ画像や水防団からの報告等を活用して発令する。</p>	<p>1：決壊や越水・溢水が発生した場合</p> <p>2：A川のB水位観測所の水位が堤防高（又は背後地盤高）である〇〇mに到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれのある場合）</p> <p>3：異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合</p> <p>4：樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合（発令対象区域を限定する）</p>

## (2) 避難勧告等の適時的確な発令

今回の災害では、土砂災害警戒情報の発表を受けて避難勧告等が発令されるなど、「避難勧告等に関するガイドライン」（平成29年1月内閣府（防災担当））に沿った取組がなされていた。（別添1 6～7頁参照）

このように、避難勧告等の発令基準について、土砂災害警戒情報の発表をもって直ちに避難勧告を発令するなど、具体的でわかりやすい基準を事前に設定し、時機を逸さずに発令すること。

また、今回の災害では、避難勧告等の発令に際して、情報を受け取った住民等が危機感を持つことができるよう発令区域を絞り込むことが必要だが、一方で、あまり絞り込み過ぎると適時的確な発令に支障が出るのではないかと懸念する意見もあった。（別添1 6頁参照）

避難勧告等を発令する際には、発令区域を細分化し過ぎてかえって住民等にとってわかりにくくなる場合や発令区域を絞り込み過ぎてかえって発令区域以外に被害が発生する場合もあることから、命を脅かすおそれのある範囲や災害の危険度が高まっている区域（山や川を隔てた地域、大字や校区をまとめた地域等）にまとめて発令すること。

### （3） 情報伝達手段の多重化等

今回の災害では、土砂崩れや落雷・停電に伴う通信障害等により不通となる伝達手段があり、これらの通信手段による情報伝達ができなかった時間帯やエリアもあったが、複数の伝達手段が整備されていたことや全戸配布していた防災行政無線の戸別受信機等により、住民に確実に情報を伝達することができたとされている。（別添1 6～7頁参照）

一方で、防災行政無線（屋外拡声子局）は、豪雨の中では十分な伝達を期待できないおそれがあったほか、ショッピングセンターや旅館等の自宅以外の滞在者に対しては、防災行政無線（屋外拡声子局）や緊急速報メールといった伝達手段によらざるを得ない状況であった。（別添1 6～7頁参照）

以上を踏まえ、災害時に住民が避難勧告等の情報を確実に受け取ることができるようにするため、地域の実情を踏まえつつ、「災害情報伝達手段の整備等に関する手引き」（平成28年3月消防庁）等も参考の上、情報伝達手段の多重化・多様化を推進し、情報伝達に関する万全な体制を構築すること。

また、不特定多数の者が出入りするショッピングセンターや旅館等の自宅以外の滞在者にも避難勧告等の情報を確実に伝達できるよう、戸別受信機等の整備を促進すること。

さらに、住民以外で自治体区域内に滞在する者に対する情報伝達手段として緊急速報メールを活用するほか、迅速・確実な情報伝達の観点から、複数の伝達手段に一斉配信できるシステムの構築を推進すること。

## 4 防災体制について（別添2 5頁参照）

### （1） 業務継続性の確保

#### ① 職員の参集基準や体制等

今回の災害の被災自治体では、災害対策マニュアルや地域防災計画におい



て、災害発生の切迫度に応じ、段階的に防災体制を拡充することが定められていたことにより、全庁をあげた防災体制が構築されていた。また、大分県日田市では、班別体制が生まれ、各班の業務分担がマニュアルにより明確化されていたほか、過去に防災担当であった職員が自発的に災害対策本部において災害対応に従事した。（別添1 8頁参照）

一方で、上記のとおり、事前の定めはあったものの、実際の災害時には、一部で役割分担が明確ではなく、防災担当職員が膨大な電話対応に追われるなど、災害対応に混乱も見られた。（別添1 5・8頁参照）

こうしたことから、災害時に災害応急対策などの非常時優先業務を的確に行えるようにするため、「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」（平成28年2月内閣府（防災担当））、「市町村のための業務継続計画作成ガイド」（平成27年5月内閣府（防災担当））等を参考に、業務継続計画を策定すること。

その際、災害の種別や段階ごとの職員の参集基準や体制等を盛り込むことや、班別体制の編成、過去に防災担当であった職員の活用を検討するとともに、災害発生時の切迫度が高まっている段階で防災担当職員が電話対応等に忙殺されることなどにより災害対応に混乱を来すことのない体制となるよう留意すること。

また、職員の参集状況は、平日日中・平日夜間・土日祝日の場合で大きく異なることもあることから、必要に応じて、それぞれの場合ごとに参集基準や体制等を検討すること。

※「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」における職員の参集体制確立例

【様式例6】 災害時の職員の参集体制を定める。 【記入例】

**職員の参集体制の確立**

現時点の状況

区分		体制	参集課室・職員
地震	震度5強 津波警報発表	警戒体制	〇〇〇課 〇〇〇課
	震度6弱以上 大津波警報発表	非常体制	全課・全職員
大雨 洪水等	大雨、洪水警報発表、台風の接近	警戒体制	〇〇〇課 〇〇〇課
	大型台風の直撃 土砂災害警戒情報の発表	非常体制	全課・全職員

（留意事項）  
・実際に参集可能な職員数を把握する際は、[様式例9]を活用すること。

今後の検討事項

・人事異動と併せて毎年参集体制を見直すことを義務付ける。

## ② 非常用電源の確保及び稼働訓練の実施

今回の災害では、停電時への備えとして、自家発電装置を設置していたものの、複数回の落雷により自家発電装置が稼働しなくなるという事象が発生した。（別添1 8頁参照）

こうしたことから、整備した非常用電源について、定期的に稼働訓練を行うとともに、稼働しなくなった場合に備え、設備メーカー等の外部関係者に迅速に連絡できる体制を構築しておくなど、非常用電源の確実な稼働体制を確保すること。

このほか、「地方公共団体の業務継続性確保のための非常用電源の整備について」（平成29年12月1日付け消防災第159号）、「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」（平成28年2月内閣府（防災担当））等も踏まえ、非常用電源及びその燃料の整備・確保や浸水・地震対策を進めるとともに、救命・救助活動において極めて重要な時間帯である72時間は外部からの供給なしで稼働できるよう、あらかじめ燃料等を備蓄しておくよう努めること。

なお、こうした非常用電源の整備等は、緊急防災・減災事業債の対象事業となっていることから、積極的な活用を検討されたい。

表 3-2 業務継続に関する訓練の例

訓練形式	業務継続に資する観点
<b>【実動訓練】</b>	
非常用発電機の稼働訓練、通信・情報システムのバックアップ切替訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 代行者が対応する。</li> <li>・ 単純な稼働訓練に止まらず、外部関係者（設備メーカー、システムベンダ等）と実際に連絡が必要となる状況を取り入れる。</li> </ul>

出典：内閣府（防災担当）「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」

電力に関する検討の概要	
確保状況の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電力供給の被害想定、復旧時期の見通し</li> <li>・ 非常用発電機的能力、設置場所（浸水等のおそれがないか）、起動方法、燃料、冷却水等</li> <li>・ 非常用発電機による電力の配分状況</li> </ul>
対策の参考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非常用発電機の購入、燃料の備蓄（72時間から1週間分）</li> <li>・ 非常用発電機の耐震化、浸水対策の実施</li> <li>・ 非常用発電機の確実な起動体制の確保</li> <li>・ 庁舎内において、非常用発電機の供給箇所の調整</li> </ul>

出典：内閣府（防災担当）「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」

## （2） 避難勧告等の発令伝達等の訓練の実施

福岡県朝倉市では、降雨による土砂災害を想定した行政による避難勧告等の発令・伝達、住民による避難判断のためのロールプレイ形式の訓練を実施（平成28年10月）していたことにより、今回の災害において、躊躇なく避難勧告等を発令できたとの意見があった。（別添1 9頁参照）

こうしたことから、災害時に躊躇なく避難勧告等を発令・伝達できるようにするとともに、住民自身が適切に避難行動をとることができるようにするため、職員と住民の参加による洪水や土砂災害等の地域の実情に応じた災害を想定した避難勧告等の発令・伝達、避難判断のための訓練を毎年出水期前に実施するよう努めること。

## （3） 災害対策本部機能の強化等

今回の災害では、庁舎内に災害対応用の事務室や大型モニター等の設備がなく、災害対策本部内での防災気象情報等の様々な情報についての共有に課題も見られた。（別添1 5・8頁参照）

災害が発生した際に初動時から迅速かつ的確に災害対応を行うためには、市町村の災害対策本部において被害状況等の情報を一元的に把握することが重要であることから、「市町村の災害対策本部機能の強化について」（平成

29年7月3日付け消防災第99号)等も踏まえ、防災情報システム等を活用した災害対策本部機能の強化に取り組むこと。

こうした防災情報システム等の整備は、緊急防災・減災事業債の対象事業となっていることから、積極的な活用を検討されたい。

また、今回の災害では、上記のとおり、土砂崩れや落雷・停電に伴う通信障害等により不通となる通信手段があったが(別添1 6～7頁参照)、こうした場合においても、災害対策本部の内外との通信を確保するため、衛星携帯電話の導入についても検討すること。

## 5 山地部の中小河川における水害の危険性について(別添2 1～3頁参照)

今回の災害では、山地部の中小河川における水害の危険性が高い地域を示す情報が住民・行政共になく、住民においては、平成24年7月九州北部豪雨災害の経験から避難行動の要否を判定してしまっただけの理由により避難行動をとらなかったおそれや、行政から避難勧告等が発令されたタイミングでは一部地域で既に河川氾濫が発生しており避難行動が困難であったおそれなどが考えられるほか、行政においても、過去の災害経験に基づき河川の危険性を判断したため、過去に大きな被害がなかった河川による被害を想定した対応がとられていなかった。(別添1 3・4・14頁等参照)

こうしたことから、山地部の中小河川における水害の危険性についての住民及び行政の理解を深めるため、今後、国土交通省及び国土地理院において、地形情報等を活用し、山地部の中小河川で水害の危険性が高い地域を示す情報を提供するための手法を検討することとしており、各地方公共団体においても、こうした動向も参考にしながら、住民への情報提供や普及啓発に努め、自助・共助の取組の促進を図るとともに、災害から住民の命と生活を守るための公助の取組についても推進すること。

### <本件担当>

内閣府 政策統括官(防災担当)付 参事官(調査・企画担当)付  
参事官補佐 磯部 良太  
主 査 吉松 直貴  
TEL : 03-3501-5693 (直通)

消防庁 国民保護・防災部 防災課

災害対策官 光永 祐子  
防災企画係長 和田 紘一  
TEL : 03-5253-7525 (直通)